

管理料の設定につきまして

2024 年度以降資格更新される
有資格者の皆様へ

一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構
代表理事 星 茂行

早春の候、臨床発達心理士の皆様におかれましては、ますますご清栄のことと存じます。
この度、2024 年度より下記の通り管理料を設定いたします。管理料の設定につきましては、「一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構からのお知らせ（2023.2.8）（機構のホームページの『臨床発達心理士の方へ最新のお知らせ』
<https://www.jocdp.jp/qualifier/whats-new-qualifier/>）」をご覧ください。

記

1 事由

物価高騰に伴う電気料金、賃貸料、登録情報管理システム (SOLTI) 使用料等の値上げ、研修会等の充実に伴う Zoom、Vimeo、Googleworkspace のライセンス料、peatix 等クレジット決済手数料等の導入、インボイス制度関連費用、会計システムの電子化及びクラウド費用等、臨床発達心理士資格の維持・管理に必要な経費が増大しており、次年度以降もこの負担は継続することが見込まれます。

2 対応

「管理料」を設定・運営します。事務所管理の「内容」及び「質」の向上を図りつつ有資格者の負担を出来る限り少なく致します。

つきましては「管理料」年間 700 円を、5 年間分 3,500 円として資格更新時に登録料に加えてお支払いいただくことといたしました。ただし 2024 年度以降の資格更新対象者の方は、次回の資格更新対象年度までの残り年数分の管理料を 2024 年度にお支払いください。詳細は以下の 3 をご覧ください。

今後とも経費及び支出の削減努力をし、5 年ごとに見直しをまいります。

3 2024 年の納入金額及びスケジュール

資格更新対象年度により本施策導入初年度（2024 年度）の納入金額が違います。（次頁表参照）

- 2023 年度資格更新対象者並びに新規資格取得者・・・3,500 円（対象者の方へは別途ご案内済み）
- 2024 年度資格更新対象者・・・700 円
- 2025 年度資格更新対象者・・・1,400 円
- 2026 年度資格更新対象者・・・2,100 円
- 2027 年度資格更新対象者・・・2,800 円

4 管理料支払い方法

2024 年度更新～2027 年度更新の方は、2024 年度に所定金額を納入願います。5 月～6 月にかけて、事務局より専用の払込取扱票を順次送付いたしますので、お手元に届きましたらお手続きください。

*納入スケジュール

資格更新のタイミングで 3,500 円の納入を基本とし、導入初年度は全員残り年数分を納入する

	2024 年	2025 年	2026 年	2027 年	2028 年
① 2023 年度更新対象	3,500				
② 2024 年度更新対象	700	3,500			
③ 2025 年度更新対象	1,400		3,500		
④ 2026 年度更新対象	2,100			3,500	
⑤ 2027 年度更新対象	2,800				3,500

※①は資格更新時に 3,500 円を一括で納入。

※②～⑤は次の資格更新対象年度までの年数×700 円を 2024 年に一括で納入。次の更新からは黄色セルのタイミングで 5 年分 3,500 円を一括で納入。

なお、資格更新延期をした場合も、資格更新審査合格時に 5 年分を納入する。